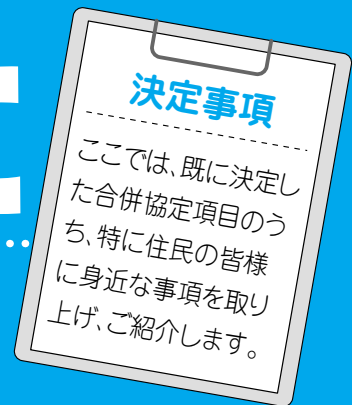


新市のすがた

※「新市のすがた」では、合併協議会での決定内容が、そのまま新市において条例として定められること等を前提として作成しています。



住所表示

新市においては、現在の「町名」、「字名」、「小字名」はそのまま残ります。
 (現在の「町名」+「字名」が新市での「字名」となります。)
 なお、「大字」、「字」、「小字」の表記はしないこととなりました。

住所表示の例

現在の住所表示	→	新市での住所表示
船井郡 園部町 小桜町 47 番地		南丹市 <u>園部町小桜町</u> 47 番地 ↑ 字名
船井郡 八木町 大字八木 小字東久保 29 番地の 1		南丹市 <u>八木町八木</u> <u>東久保</u> 29 番地の 1 ↑ ↑ 字名 小字名
船井郡 日吉町 字保野田 小字市野 3 番地の 1		南丹市 <u>日吉町保野田</u> <u>市野</u> 3 番地の 1 ↑ ↑ 字名 小字名
北桑田郡 美山町 大字島 小字住古瀬 23 番地		南丹市 <u>美山町島</u> <u>住古瀬</u> 23 番地 ↑ ↑ 字名 小字名

新市のすがた



障害者(児)福祉

福祉タクシー

新市においても継続して実施されます。
対象者、助成金額については、
新市において調整されます。

【現在の助成金額（年）】

園部町	1～2万円	八木町	1～2万円
日吉町	1.2万円	美山町	1.2万円

作業所への通所支援

(交通費助成)

新市全域に拡大して実施されます。
基本限度額は月額5千円とし、
5千円を超える分は、1/2補助となります。

【現在の補助限度額（月）】

園部町	5千円
八木町	交通費から1万円を控除した金額
美山町	交通費の半分

障害児(者) 激励事業

(未成年者障害年金)

新市全域に拡大して実施されます。
支給金額は2万円/年となります。
支給対象者は、合併後に調整されます。

【現在の支給金額等】

園部町	2万円/年
(対象：20歳未満の身体障害者手帳、療育手帳保持者等)	
八木町	1万円/年
(対象：18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳保持者等)	

在宅重度身体障害者介護者激励事業

新市全域に拡大して実施されます。
支給金額、支給対象者等については、
合併後に調整されます。

【現在の支給金額等】

日吉町	6万円/年
(対象：重度の身体障害により寝たきり状態が6か月以上継続している20歳以上60歳未満の者)	

身体障害者住宅改修助成事業

新市においても継続して実施されます。
補助限度額は30万円です。

【現在の補助限度額】

園部町	30万円	八木町	30万円
日吉町	30万円	美山町	50万円